

計画の基本的な視点及び基本方針

1. 計画の基本的な視点

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。

本市では、これまで、「コウノトリとともに、すべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に、すべての人が障害の有無にかかわらず地域活動に参加し、地域の人々とともに、支え合いながら生きがいをもって生活することのできるまちづくりに向けて取り組んできました。

今後も、住み慣れた地域で、すべての人が笑顔で暮らせるよう、住みよいまちづくりに向けた取り組みを充実させる必要があります。

市のまちづくりや施策の根底には「豊岡市のいのちへの共感に満ちたまちづくり条例」における考え方があり、この条例は「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支えあっている」という3つの視点に立っています。

この条例には、お互いの違いを認め合い、共に支え合い、一人ひとりを尊重するまちをめざす社会的包摂の姿勢が示されています。

これらの考えを念頭に置きながら、コウノトリが悠然と舞う豊かな自然環境の中で、すべての人が尊重され、地域で互いに支え合う寛容と包摂の社会をめざし、自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

2. 第5期障害福祉計画の基本方針

第5期障害福祉計画の基本方針は、次の5つとし、障害者の支援体制の充実に向けた取り組みを展開していきます。

- ①訪問系サービス及び日中活動系サービスの保障
- ②グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ③福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ④相談支援体制の構築
- ⑤地域生活への移行や地域定着のための支援体制の構築

3. 第1期障害児福祉計画の基本方針

第1期障害児福祉計画の基本方針は、次の4つとし、障害児の療育体制の充実に向けた取組みを展開していきます。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 地域社会への参加・包摂の推進
- ③ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ④ 障害児相談支援の提供体制の確保